

## 「宿泊施設バリアフリー化促進事業」の公募を開始

観光庁では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、訪日外国人旅行者の加速度的な増加を見据え、高齢者・障害者等を含めた訪日外国人旅行者が安心・安全を確保することができる避難場所等として利用できる宿泊施設が求められており、共用部や客室のバリアフリー化のための改修等の支援を行います。

### 事業の主な流れ

○宿泊事業者が「宿泊施設バリアフリー化促進事業計画」を策定



○国土交通大臣の認定



○支援の決定

①客室における躯体工事等を伴わない必要最低限の緊急改修（定額・上限100万円）

②共用部の改修、客室の統合等を伴う大規模改修（1/2・上限500万円）

### 事業の詳細

#### 1、公募期間

平成30年3月28日（水）～5月9日（水）12時まで

#### 2、補助対象事業者とは

補助対象事業者となる「宿泊事業者」とは、旅館業法第3条第1項の許可を受けた者

#### 3、補助要件について

本事業を実施するための計画（宿泊施設バリアフリー化促進事業計画※1）を策定し、当該計画について国土交通大臣の認定を受ける必要がある。

※1：宿泊施設バリアフリー化促進事業計画の記載内容は以下の通り  
名称、住所、総客室数、延べ床面積、階数、構造、  
バリアフリー化の現在の整備状況・整備目標、  
宿泊施設の訪日外国人宿泊者数の合計 等

#### 4、公募のお申込み及びお問い合わせ先

<3月30日（金）まで>

観光庁観光産業課 宿泊施設バリアフリー化促進事業事務局

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話：03-5253-8330

<4月2日（月）以降>（3月28日14時公開）

公益社団法人日本観光振興協会

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-1-1 虎ノ門三丁目ビルディング6階

電話：03-6435-8331

#### 5、その他申請書類等については、観光庁HPをご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06\\_000354.html](http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000354.html)